



答申第526号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成27年10月6日付け神保高国第1964号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 番号法に定められた事務事業を実施するにあたり、制度個人番号等を神戸市後期高齢者医療システムで管理するため、制度個人番号及び統合宛名番号を新たに追加し電子計算機処理を行うことは、特定個人情報の正確性及び同期性を確保するために不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 対応に配慮が必要となるDV対象者を確実に把握するため、DV対象者及びDV登録年月日の情報項目を追加することは、被害者の保護に伴う支援措置の強化に資すると認められるので、妥当である。
- 3 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(住民情報ファイル)

- ・ 制度個人番号
- ・ 統合宛名番号

◎DV対象者

◎DV登録年月日